

# 市民福祉委員会記録

1 日 時 令和6年3月8日(金)  
午前 9時57分 開会  
午前11時20分 閉会

2 場 所 第3委員会室

## 3 出席委員

委員長	白川 誉	副委員長	河内 優子
委員	伊藤 義男	委員	合田 晋一郎
委員	小野 辰夫	委員	藤原 雅彦
委員	大條 雅久	委員	仙波 憲一

## 4 欠席委員

委員 小野 志保

## 5 説明のため出席した者

副市長 原 一之

### ・福祉部

部長	古川 哲久	総括次長(地域福祉課長)	久枝 庄三
生活福祉課長	越智 達郎	介護福祉課長	宇野 和彦
国保課長	真鍋 達也	健康政策課長	佐々木 正子
保健センター所長	寺尾 佳代子	地域福祉課主幹	村上 美香
介護福祉課主幹	村尾 裕		

### ・福祉部こども局

局長	沢田 友子	子育て支援課長	矢野 佳美
こども保育課長	正岡 大典		

### ・消防本部

消防長	高橋 裕二	総括次長(消防総務課長)	後田 武
警防課長	伊藤 英知	消防総務課主幹	宮武 太郎
警防課主幹	柴田 三輝		

### ・市民環境部

部長	長井 秀旗	総括次長(地域コミュニティ課長)	藤田 清純
次長(危機管理監)	小澤 昇	危機管理課長	岡 政昭

### ・市民環境部環境エネルギー局

カーボンニュートラル推進室長	高橋 憲介	廃棄物対策課長	近藤 淳司
廃棄物対策課参事(清掃センター所長)	岡部 文仁	廃棄物対策課技幹	不二 浩通

## 6 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山本 知輝 議事課主事 田辺 和之

7 本日の会議に付した事件  
別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開 会 午前 9時57分

●白川委員長：〈開会挨拶〉

○原副市長：〈挨拶〉

(1) 付託案件審査

◎福祉部関係

◇議案第14号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○正岡こども保育課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●大條委員：今回の変更による施設の定款など重要事項をホームページに掲載するというのは、この施設の場合該当するののか。

○正岡こども保育課長：今回の改正で保育施設等もホームページに重要事項を掲載することが規定されることになる。

●大條委員：ホームページを持つ施設がほとんどだと思うが、単に施設案内や施設の様子だけ載せているだけのホームページも散見されるが、違反した場合の罰則規定などはあるか。

○正岡こども保育課長：罰則規定は規定されていないが、施設独自のホームページでなくても、国の子ども・子育て支援情報公表システムに掲載することによって、この掲載の義務に変えることができるというふうに規定されている。

●大條委員：独自のホームページを持っていなくてもいいということか。

○正岡こども保育課長：独自のホームページがなくても、そちらの方に掲載していれば、それでできているということになる。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第15号 新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○宇野介護福祉課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●大條委員：条文の中で、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為、身体的拘束等を行ってはならないとある。従来あったかと思うが、どういう法的根拠で従来はやっていたのか。

○宇野介護福祉課長：これまでは事業所の全てにおいて身体的拘束を行ってはならないとしていたわけではなく、身体的拘束をしてはならないという、条文が適応されない事業所もあった。今回の改正により、全ての事業所は身体的拘束を行ってはならないということになる。

●大條委員：従来は、身体的拘束は施設の判断で自由にできたということか。

○宇野介護福祉課長：身体的拘束等の虐待をしていいということではないが、条例において、身体的拘束

等がないと思われるような事業所に関しては、そういった定めがなかったということ。

●大條委員：全国でいろいろな事例が起きたことも承知しているが、昨年、本市内でこういったものに類する苦情、申し出があった。してはいけないという条文をわざわざ作らなくても、もっと広い意味で当然、勝手に身体的拘束をしてはいけないということは、もちろんのことだったと思う。今回の新旧対照表を見ると、新しくこういう条文が加わったと。条例を制定する我々の責任からすると、従来事例、本市内での苦情だけではなく、事件性があるものに対しても、議員は関心を持っていたと思うが、報道されない限りわからないという所がある。これまでのことも含めてだが、今後はそういう事例を把握した場合の報告等は、担当課から議会に対して出てくるのか。

○古川福祉部長：まず、事件性がある場合に議会にもご報告があるかについては、事件性があり、報道に発表する場合は、報道内容は、事前に共有した上で対応したいと考えている。仮に事件性があっても、全てが報道になるとは限らない、権限において本市に詳細な資料がないような場合は、知っていただいた方がいい事件や事故等があると思うため、必要な範囲では、知っていただくことも出てくると思う。今回原則として身体的拘束が禁じられたという点については、これまで必要な理由があれば、記録等に記載する中で、やむを得ないというようなところが前面にあったかと思う。それに対して今回明確にまず禁止だということから始まった点が強く、この辺りのこれまでの取り扱いと今回の取り扱いの違いについては、後ほど資料で提示させてもらいたいと思う。

●大條委員：昨年は本市で部屋の鍵を開けて出られなくしたというようなことで、拘束というよりも、職員によるいじめじゃないかという事件が起きた。刑事告発だけではなく、損害賠償といった話も報道されたが、今後そのような過去の事例をもって、指導の方法とか、施設、管理者に対する指摘等を、システムとして行われているのか。

○宇野介護福祉課長：今回の虐待事案については、市の方でも実地調査を行い指導に至ったが、介護福祉課においては、各事業所を実地調査しており、その中で虐待あるいは虐待に繋がるような行為があった場合は、適正に指導したいと考えている。

●仙波委員：条例で禁じるということになると、査察などの権限もできるのか。例えば通報があったとしたら、査察のように見に行けるのか。

○宇野介護福祉課長：通報等が寄せられた場合は、実地調査というような形で調査はするようにしている。

●仙波委員：次の段階の権限はあるのか。

○宇野介護福祉課長：通報等があった場合は実地調査等で調査し、その結果の内容によっては、指導や改善勧告などを行うようになっている。

●仙波委員：問題を発見したので明日やめなさいというような素早い対応はできるのか。そこの経営者や職員に対して、何らかの措置はできるか。

○宇野介護福祉課長：調査の内容によっては、改善指導、改善勧告等を行うが、事業者の方からそれに対する改善報告を求めており、その内容によっては改善に向けた指導をしていくような形になる。

○古川福祉部長：虐待事案が発生したときに、どの程度素早く強く指導できるのかという趣旨かと思う。明らかにそうであるということ、証拠などをどういった形で把握できるかによる。また、内容によって、直ちに緊急避難的にそこから退避させるなどということまで見据えて、県と協力して、事前調査に入る準備を凶った上で行うことになる。例えば、今回の事案では、本人は先に入院という形になっていたため、身体をその場から直ちに避難的に回避させるということは考える必要がなかったため、事実をどれだけ把握してどういった指導をするかという点に注力することができたが、もし本人がその場にいるの

であれば、現場を把握し、その瞬間に、本人を退避させることを念頭に、準備やタイミング等についてはいろいろ考える。そうした急ぎもするが、確実性も必要になるというような事案が虐待事案のため、事前情報の中で、どのくらい急ぐ必要があるのか、どうすればそうした事態を見つけることができるのかを、県とはなるべく早く答えに結びつくような形で準備した上で、協力して臨んでいくという進め方をしており、ケースバイケースにはなるが、最悪のことには結びつかないように、何とか回避できるように、そして指導に繋がるように努めている。

●伊藤委員：新旧対照表で、「主治の医師等」となっている部分が、現行は「主治の医師若しくは歯科医師」となっていたが、歯科医師も主治の医師等の中に入ったのか、それとも歯科医師という表記を消したのか。

○宇野介護福祉課長：改正によって医師等の中に歯科医師も含まれるということである。

< 討 論 >      な      し

< 採 決 >      全会一致   原案可決

#### ◇議案第26号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：< 説明 >

< 質 疑 >

●大條委員：高齢者施設防災改修等支援事業の非常用発電設備整備の申請が取り下げになったということだが、施設側の自己資金の準備の都合なのか。延期するのか、それとも、もう不要だということか。

○宇野介護福祉課長：事業者側の方は事業を行う予定ではあったが、自己資金の都合により事業の実施が困難になり、この事業を行うと人件費にも支障が出てしまうということで取り下げとなった。

●大條委員：全額補助したりできないのは致し方ないが、災害時の対応としてあったらいいなという程度だったのか。災害時に停電するよりは自家発電できた方がいい。そこら辺の判断というのはどうなのか。今後の指導というのは、市としては考えるのか。自己資金のため、指導も何も頑張っただけと言うしかないのかもしれないが、準備しようとしたものが準備できないということに対する評価はどう考えているか。

○宇野介護福祉課長：この事業は、国費100%の事業で市の持ち出しはないが、各事業所に毎年意向調査を行い、手を挙げた事業所について申請をしてもらう形になるため、市として補助ということにはならないが、その辺は各事業所の方をお願いしたと思っている。

●大條委員：市ができないことはできないで仕方がないと思うが、施設の設備として要るものかどうかという判断の中で、今後どういうふうに相談に乗ったり、指導したりするのかということを知りたい。

○宇野介護福祉課長：施設の防災改修事業となるため、施設にとっては重要な設備ということは十分認識しており、施設の方から希望があれば、そういった事業を利用できるように相談に乗っていくようにしたいと考えている。

○古川福祉部長：非常用の電源等、災害関連について、こうした補助があるようなものを各事業所に周知する際に、各施設、事業所の経営状況なども把握しながら、積極的に対応してもらえるように呼びかける中で、応じられる事業所を一つでもということで見つけに行く事務をしており、市として事業所からのアプローチ、手を挙げた事業所だけと相談しているということではなく、こうしたメニューがあるのでという呼びかけをする中で、各事業所に対応を求めている。

●伊藤委員：障がい者自立支援給付費について、不足する見込みということだが、その理由は。

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：障がい者自立支援給付費は、障害者への給付サービス事業であ

り、ホームヘルパーや入所施設、グループホームなど、多様なサービスに係る事業費である。ほとんどの事業において、利用が予定よりも増えている状況で、特に増えているのは就労支援事業で、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたこともあり、就労の意欲が高まったのか、そちらの理由が少し増えてきた。また、補装具、車椅子や医療的ケア児のバギーなどの要望も少し増えており、不足する状態となっている。

●伊藤委員：1億円ぐらいの不足となっているが、少し読みが甘いのか。それとも、想定外だったのか。

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：かなり大きい事業費増になってしまっているが、毎年の実績に照らして予算措置しており、予算上は先ほど言ったように感染症の影響で事業費が落ち着いた時期があり、その分大きな反動となったと理解している。

●伊藤委員：私立幼稚園施設型・施設等利用給付事業費の減額について、入所者減とのことだが、その理由は。

○正岡こども保育課長：去年まで新制度に移行してなかった聖マリア幼稚園が今年度から移行し、入所児童数の見込みを少し多めに見込んでいたが、当初見込みよりは児童数が少なかったため。

\*後刻一括採決

#### ◇議案第28号 令和5年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

<質疑> な し

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

#### ◇議案第29号 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

<質疑> な し

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

#### ◇議案第30号 令和5年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

<質疑> な し

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

#### ◇議案第36号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○真鍋国保長：＜説明＞

<質疑> な し

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

◇議案第37号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○宇野介護福祉課長：＜説明＞

＜質 疑＞ な し

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前10時57分／再開 午前11時02分

◎消防本部関係

◇議案第26号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○後田消防本部総括次長（消防総務課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●藤原委員：消防水利整備事業について、消火栓設置数が確定したということだが、何か所か。

○伊藤警防課長：新規の消火栓が6基、移設の消火栓が3基の計9基となっている。

\*後刻一括採決

◇議案第38号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤警防課長：＜説明＞

＜質 疑＞ な し

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前11時06分／再開 午前11時07分

◎市民環境部関係

◇議案第26号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●伊藤委員：エネルギー地産地消推進事業費の住宅の太陽光発電について、申請が減った理由は。

○高橋カーボンニュートラル推進室長：申請件数が伸びなかった理由としては、補助金の目的が太陽光発電電力の自家消費を支援するための補助金であったこと、また、昨今の電気料金の高騰、電力の固定買取り制度であるFIT制度による買取り価格の下落傾向により、自家消費を優先させた補助金の利用者が増加すると見込んでいたが、見込みよりFIT制度による売電を選択した人が多かったというのが原因であると分析している。

●大條委員：従来と条件等を変えた関係は理由としてないのか。このエネルギー地産地消推進事業費の具体的にはどの範囲で補助をするものなのか。

○高橋カーボンニュートラル推進室長：今回の事業の要件としては、個人の住宅を対象としており、新築住宅については太陽光発電設備のみが対象となっているが、蓄電池とセットで導入するということを要件にしていた。既存の住宅については太陽光発電のみが対象となり、特に他の要件は設けていない。

●大條委員：蓄電池の基準値のハードルが高かったとか、金額が蓄電池込みで1件当たりの単価が高くなったといった影響はないか。

○高橋カーボンニュートラル推進室長：蓄電池については本事業が1年間を終えたところで、住宅メーカー等にアンケートを取ったが、現状蓄電池は非常に高額で、市民からすると採算性がよくないということで、どちらかという、蓄電池の導入率は下がっていると聞いている。新築の場合、蓄電池と太陽光パネルを同時に導入することを要件としていたが、来年度は要件も改めて考えていきたい。

●大條委員：売電目的は対象外か。

○高橋カーボンニュートラル推進室長：今回の補助金自体は、自家消費が前提になるため、100%売電などについては、対象外である。

●大條委員：売電を主たる目的としてはいけないのか、割合の話なのか。

○高橋カーボンニュートラル推進室長：国の今回の交付金の要件としては、自家消費率が30%以上という要件が設定されている。

●伊藤委員：今の設備の性能で太陽光発電の30%家で使えるのか。

○高橋カーボンニュートラル推進室長：導入量によって変わるが、例えば10キロワットの大きいものを導入し、その30%というのであれば難しいが、今回はあくまでも自家消費を前提とした導入を対象としており、現在は4から5キロワットの導入であれば、30%という要件は十分満たせる状況である。

< 討 論 >      な      し

< 採 決 >      全会一致   原案可決

#### ◇請願第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出方について

< 意見・討論 >

●河内委員：同請願趣旨を含む意見書が新居浜市議会として提出されている。新居浜市議会としては、提出先の関係部局の動向を注視していく必要があるため、継続審査で願います。

○ 閉 会      午前11時20分

# 市民福祉委員会付託案件表

令和6年3月8日

## ○福祉部関係

議案第14号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳出 第3款 民生費 . . . . . 6・44~47

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

1目 保健衛生総務費 . . . . . 6・48

第10款 教育費

第4項 幼稚園費 . . . . . 7・58・59

第3表 繰越明許費補正 追加

第3款 民生費 . . . . . 9

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費 母子保健推進費 . . . . . 9

議案第28号 令和5年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

. . . . . 14~16・68~72

議案第29号 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

. . . . . 17~19・76・77

議案第30号 令和5年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

. . . . . 20~22・80・81

議案第36号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

## ○消防本部関係

議案第26号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳出 第9款 消防費 . . . . . 7・57・58

議案第38号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

## ○市民環境部関係

議案第26号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

14目 市民活動費 . . . . . 6・39

17目 災害対策基金費 . . . . . 6・40

第4款 衛生費（第1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費を除く）

. . . . . 6・48・49

第2表 継続費補正 変更

第4款 衛生費 . . . . . 8

第3表 繰越明許費補正 追加

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費 エネルギー地産地消推進事業費 . . . . . 9

（継続審査分）

請願第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出方について